

令和5年度 第1回川口市廃棄物対策審議会 資料集

【議題1】

資料1：川口市廃棄物対策審議会委員名簿	1
資料2：川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	2
資料3：川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則	3
資料4：川口市市民参加条例	4

【議題2】

資料5：令和4年度ごみ処理実績	5
-----------------	---

【議題3】

資料6：朝日環境センター施設整備基本構想（中間報告書）	別冊
資料7：朝日環境センター施設整備基本構想（中間報告書）概要版	15
資料8：朝日環境センター焼却棟の再整備に関する主な課題について	16
資料9：朝日環境センター施設整備基本構想の策定スケジュール	18

【その他（報告事項）】

資料10：フードドライブ実施概要	19
------------------	----

川口市廃棄物対策審議会委員名簿

(任期 令和5年7月1日から令和7年6月30日まで)

選出区分	氏名	役職
学識経験者 (1号委員)	^{カワイ} 河井 ^{カズヒロ} 一広	(公社) 全国都市清掃会議総務部長
市議会議員 (2号委員)	^{イガワ} 稲川 ^{カズナリ} 和成	川口市議会議員
	^{ハタノ} 幡野 ^{シゲル} 茂	川口市議会議員
市民 (3号委員)	^{キムラ} 木村 ^{トシミツ} 利充	市民公募
	^{オオタ} 太田 ^{ヒロノブ} 博信	市民公募
	^{ササハラ} 笹原 ^{フミオ} 文雄	元原町町会長
	^{マキノ} 牧野 ^{マチコ} 真知子	NPO法人川口市民環境会議会員
	^{ヤマモト} 山本 ^{カズエ} 一恵	川口市食生活改善推進員協議会 事業部長
	^{シマダ} 島田 ^{ヒロエ} 宏エ	食品ロス削減検討チーム川口
	^{イケダ} 池田 ^{カズミ} 和美	川口CEW女性会議理事
事業者 (4号委員)	^{ハヤシ} 林 ^{ヨシカズ} 嘉和	矢島鋳工(株)専務取締役
	^{イワサキ} 岩崎 ^{ヤスヒコ} 康彦	川口新郷工業団地協同組合副理事長
	^{スズキ} 鈴木 ^{モリヲ} 守郎	川口市商店街連合会役員
	^{コバヤシ} 小林 ^{マナミ} 愛未	川口商工会議所女性会理事
関係行政機関 (5号委員)	^{ナカヤマ} 中山 ^{ヒロアキ} 宏昭	埼玉県環境部資源循環推進課主幹

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (抜粋)

平成7年3月16日

条例第14号

(審議会の設置)

第8条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、法第5条の7の廃棄物減量等推進審議会として、川口市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第9条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(審議会の委員)

第10条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民
- (4) 事業者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第11条 審議会の委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 第8条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則 (抜粋)

平成7年6月30日

規則第33号

(審議会の会長及び副会長)

第5条 条例第8条の規定により設置する川口市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部資源循環課において処理する。

川口市市民参加条例 (抜粋)

平成24年3月27日
条例第16号

第5節 附属機関等の会議

(附属機関等)

第15条 市が行う事業等に関し、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申若しくは報告又は個人の知識若しくは経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合には、附属機関等を設置するものとする。

2 附属機関等の会議の開催に当たっては、事前に開催日時、開催場所、議題その他必要な事項を公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

3 附属機関等の運営に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

(会議公開の原則)

第16条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 当該附属機関等に係る法令その他の規程の規定により会議が非公開とされているとき。

(2) 川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行うとき。

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(会議記録の作成及び公開)

第17条 実施機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

(附属機関等の委員の選任)

第18条 実施機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置の趣旨及び審議の内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。

2 実施機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、その選任に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

令和4年度ごみ処理実績表

1 令和4年度ごみ処理実績表

【表1】人口・世帯数比較表（対前年度比）

	令和4年度	令和3年度	増減	対前年度比
人口（人）	604,894	605,067	-173	100.0%
世帯数（世帯）	299,580	296,539	3,041	101.0%

※各年度3月31日現在

【表2】ごみ発生量比較表（対前年度比）

	令和4年度(t)	令和3年度(t)	増減(t)	対前年度比
排出量	175,568.33	180,204.75	-4,636.42	97.4%
排出量（集団資源回収を除く）	165,189.01	169,425.94	-4,236.93	97.5%
一般ごみ	138,085.37	140,995.22	-2,909.85	97.9%
粗大ごみ	6,521.51	7,119.65	-598.14	91.6%
資源物	20,474.12	21,202.08	-727.96	96.6%
びん	3,338.33	3,493.91	-155.58	95.5%
飲料かん	1,343.79	1,453.02	-109.23	92.5%
金属類	1,353.44	1,531.09	-177.65	88.4%
ペットボトル	2,446.89	2,453.43	-6.54	99.7%
繊維類	2,166.17	2,305.79	-139.62	93.9%
紙類	6,252.31	6,310.27	-57.96	99.1%
プラスチック製容器包装	3,573.19	3,654.57	-81.38	97.8%
乾電池	97.88	91.58	6.30	106.9%
有害ごみ（蛍光管）	10.13	12.11	-1.98	83.6%
集団資源回収	10,379.32	10,778.81	-399.49	96.3%
災害廃棄物	0.00	5.30	-5.30	皆減

【表3】家庭系・事業系別排出量比較表（対前年度比）

	令和4年度(t)	令和3年度(t)	増減(t)	対前年度比
家庭系	123,245.95	127,935.68	-4,689.73	96.3%
一般ごみ	96,223.97	99,586.89	-3,362.92	96.6%
粗大ごみ	6,466.87	7,067.84	-600.97	91.5%
資源物	20,447.10	21,177.26	-730.16	96.6%
乾電池	97.88	91.58	6.30	106.9%
有害ごみ（蛍光管等）	10.13	12.11	-1.98	83.7%
事業系	41,943.06	41,484.96	458.10	101.1%
一般ごみ	41,861.40	41,408.33	453.07	101.1%
粗大ごみ	54.64	51.81	2.83	105.5%
資源物	27.02	24.82	2.20	108.9%

【表4】中間処理量比較表（対前年度比）

	令和4年度(t)	令和3年度(t)	増減(t)	対前年度比
焼却処理	145,167.02	150,485.04	-5,318.02	96.5%
破砕処理	5,119.33	5,555.87	-436.54	92.1%
資源化処理	20,477.04	21,205.53	-728.49	96.6%

【表5】最終処分量比較表（対前年度比）

	令和4年度(t)	令和3年度(t)	増減(t)	対前年度比
焼却残渣	6,832.60	7,149.58	-316.98	95.6%
資源化物	29,599.36	30,673.57	-1,074.21	96.5%
処理困難物	172.15	183.26	-11.11	93.9%

※ 令和11年度を目標年度とする最終処分量（焼却残渣物）の目標は6,009 t

【表6】資源化物比較表（対前年度比）

	令和4年度(t)	令和3年度(t)	増減(t)	対前年度比
資源化物	29,599.36	30,673.57	-1,074.21	96.5%
焼却残渣金属	375.19	726.52	-351.33	51.6%
未酸化鉄	623.75	709.70	-85.95	87.9%
未酸化アルミ	55.71	66.35	-10.64	84.0%
溶融スラグ	7,048.56	7,522.07	-473.51	93.7%
焼却残渣物（セメント資源・路盤材資源）	1,646.31	1,137.03	509.28	144.8%
再生粗大ごみ	8.72	10.88	-2.16	80.1%
破砕前金属	293.79	344.53	-50.74	85.3%
破砕後金属	864.51	955.61	-91.10	90.5%
破砕前アルミ屑	34.73	39.21	-4.48	88.6%
破砕後アルミ屑	27.27	32.59	-5.32	83.7%
びん	3,233.06	3,414.66	-181.60	94.7%
飲料かん	1,113.58	1,206.09	-92.51	92.3%
金属類	1,000.45	1,146.52	-146.07	87.3%
繊維類	1,658.46	1,657.73	0.73	100.0%
ペットボトル	2,040.94	2,040.33	0.61	100.0%
紙類	6,075.37	6,115.15	-39.78	99.3%
プラスチック製容器包装	3,336.37	3,374.01	-37.64	98.9%
特定家庭用機器	8.93	9.94	-1.01	89.8%
小型家電	45.65	60.96	-15.31	74.9%
乾電池	97.88	91.58	6.30	106.9%
二次電池	0.00	0.00	0.00	—
蛍光管	10.13	12.11	-1.98	83.7%

【表7】1人・1世帯あたり排出量比較表（対前年度比）

	令和4年度(g)	令和3年度(g)	増減(g)	対前年度比
1人1日あたり	795.20	815.96	-20.76	97.5%
1世帯1日あたり	1,605.61	1,664.91	-59.30	96.4%

※ 1人（1世帯）1日あたり排出量＝排出量÷年度末人口（世帯）÷365日

※ 令和11年度を目標年度とする市民1人1日あたりのごみ排出量目標は760 g

【表8】資源化率及びリサイクル率比較表（対前年度比）

	令和4年度(g)	令和3年度(g)	増減(%)	対前年度比
資源化率(%)	17.9%	18.1%	-0.2	98.9%
リサイクル率(%)	22.8%	23.0%	-0.2	99.1%

※ 資源化率(%)＝資源化物÷排出量（集団資源回収を除く）×100

※ リサイクル率(%)＝（資源化物＋集団資源回収）÷排出量×100

※ 令和11年度を目標年度とするリサイクル率の目標は30.0%

人口(人)	604,894
(100.0%)	
世帯数(世帯)	299,580
(101.0%)	

排出量	175,568.33
(97.4%)	

排出量	165,189.01
(集団資源回収を除く)	
(97.5%)	

集団資源回収	10,379.32
(96.3%)	

[収集運搬] + [直接搬入]

一般ごみ	138,085.37
(97.9%)	
家庭系	96,223.97
事業系	41,861.40
一般廃棄物	41,475.60
併せ産廃	385.80

粗大ごみ	6,521.51
(91.6%)	
家庭系	6,466.87
事業系	54.64

資源物	20,474.12
(96.6%)	
びん	3,338.33
家庭系	3,335.97
事業系	2.36
飲料かん	1,343.79
家庭系	1,339.98
事業系	3.81
金属類	1,353.44
家庭系	1,353.07
事業系	0.37
ペットボトル	2,446.89
家庭系	2,434.24
事業系	12.65
繊維類	2,166.17
家庭系	2,166.08
事業系	0.09
紙類	6,252.31
家庭系	6,244.80
事業系	7.51
プラスチック製容器包装	3,573.19
家庭系	3,572.96
事業系	0.23

有害ごみ	10.13
(83.6%)	
蛍光灯	10.13

乾電池	97.88
(106.9%)	
乾電池	97.88

災害廃棄物	0.00
皆減	0.00

広域化等受託処理	0.00
皆減	0.00

[中間処理]

処理施設：朝日環境センター、戸塚環境センター

焼却処理	145,167.02
(96.5%)	
一般ごみ	138,085.37
広域化受託処理	0.00
焼却対象ごみ	1,172.09
リサイクル残さ	1,779.86
破碎可燃物	4,129.70
乾電池	97.88
二次電池	0.00
蛍光灯	10.13
保管	108.01

処理施設：戸塚環境センター

破碎処理	5,119.33
(92.1%)	
破碎可燃物	4,129.70
再生粗大ごみ	8.72
破碎前金属	66.82
破碎後金属	864.51
破碎前アルミ屑	22.31
破碎後アルミ屑	27.27
特定家庭用機器	8.93
小型家電	12.40
処理困難物	172.15
保管	193.48

処理施設：リサイクルプラザ

資源化処理	20,477.04
(96.6%)	
びん選別	3,338.33
生きびん	20.35
白カレット	984.28
分別基準適合物	0.00
独自資源化量	984.28
茶カレット	731.16
分別基準適合物	422.68
独自資源化量	308.48
その他カレット	579.27
カレット残さ	918.00
リサイクル残さ	105.27
飲料かん選別・圧縮	1,343.79
アルミ	911.80
スチール	201.78
リサイクル残さ	230.21
金属類選別・保管	1,353.44
売却金属	1,000.45
破碎金属	208.85
小型家電	30.10
金属処理困難物	0.00
リサイクル残さ	114.04
ペットボトル選別・圧縮	2,446.89
分別基準適合物	1,574.94
独自資源化量	466.00
リサイクル残さ	405.95
繊維類選別・保管	2,166.17
売却繊維類	1,658.46
リサイクル残さ	507.71
紙類選別・梱包	6,255.23
新聞紙	608.22
雑誌・雑紙	1,480.11
段ボール	3,090.34
紙バック	17.90
紙製容器包装	878.80
分別基準適合物	0.00
独自資源化量	878.80
リサイクル残さ	179.86
プラスチック製容器包装選別・圧縮	3,573.19
分別基準適合物	3,336.37
リサイクル残さ	236.82

処理施設：鳩ヶ谷衛生センター

選別処理	1,584.43
(88.6%)	
焼却対象ごみ	1,172.09
破碎対象ごみ	166.88
資源化対象ごみ	2.92
破碎前金属	226.97
破碎前アルミ	12.42
小型家電	3.15

[最終処分]

埋立処分	6,832.60
(95.6%)	
焼却残さ物	6,832.60

資源化物	29,599.36
(96.5%)	
焼却残さ金属	375.19
未酸化鉄	623.75
未酸化アルミ	55.71
溶融スラグ	7,048.56
焼却残渣物(セメント資源・路盤材資源)	1,646.31
再生粗大ごみ	8.72
破碎前金属	293.79
破碎後金属	864.51
破碎前アルミ屑	34.73
破碎後アルミ屑	27.27
びん	3,233.06
生きびん	20.35
白カレット	984.28
茶カレット	731.16
その他カレット	579.27
カレット残さ	918.00
飲料かん	1,113.58
アルミ	911.80
スチール	201.78
金属類	1,000.45
売却金属	1,000.45
スプレー缶	0.00
ペットボトル	2,040.94
繊維類	1,658.46
紙類	6,075.37
新聞紙	608.22
雑誌・雑紙	1,480.11
段ボール	3,090.34
紙バック	17.90
紙製容器包装	878.80
プラスチック製容器包装	3,336.37
特定家庭用機器	8.93
小型家電	45.65
乾電池	97.88
二次電池	0.00
蛍光灯	10.13

処理困難物	172.15
(93.9%)	
スプリング	134.81
タイヤ	0.00
バッテリー	0.00
消火器	0.00
バイク	0.00
車部品等	0.64
その他	36.70

※ () 内の数字は対前年度比
 ※ リサイクル残渣とは、資源物を処理する際に生じる不純物を示す
 ※ 併せ産廃とは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を示す
 ※ 売却金属には、二次電池1.77tを含む

3 廃棄物の排出状況

(1) 排出量の推移

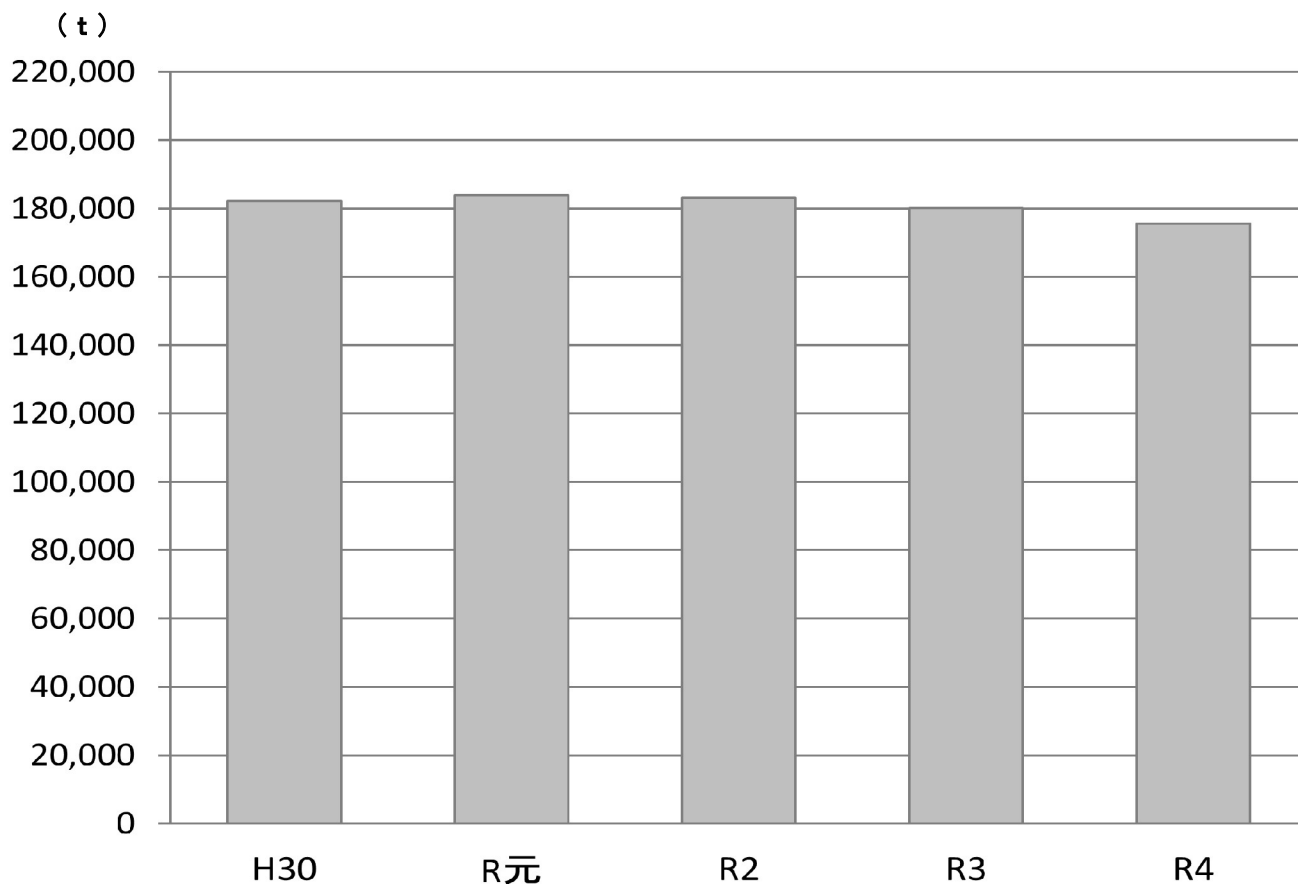
令和4年度は対前年度比2.6%（4,636t）減少した。

なお、「排出量」とは、本市における一般廃棄物の総量のことであり、集団資源回収量及び併せて処理する産業廃棄物の量を含む。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
排出量（t）	182,207	183,899	183,142	180,205	175,568
対前年度比	—	100.9%	99.6%	98.4%	97.4%

※災害廃棄物量を含む。

図1 排出量の推移



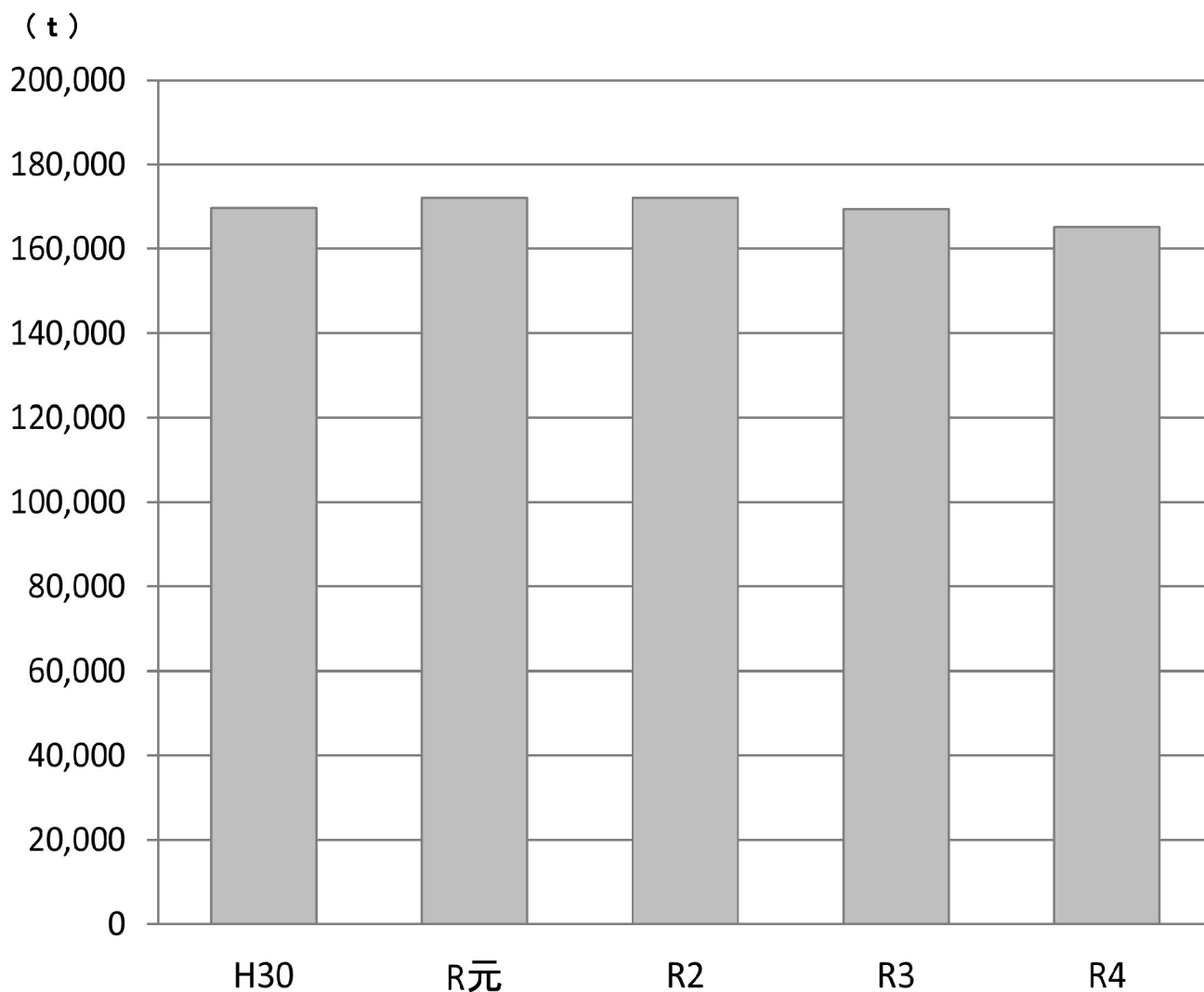
(2) 排出量（集団資源回収を除く）の推移

「排出量」から、集団資源回収を除いた「排出量（集団資源回収を除く）」について、令和4年度は対前年度比2.5%（4,237 t）減少した。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
排出量（t） （集団資源回収を除く）	169,803	172,077	172,039	169,426	165,189
対前年度比	—	101.3%	100.0%	98.5%	97.5%

※災害廃棄物量を含む。

図2 排出量（集団資源回収を除く）の推移



(3) 家庭系・事業系別排出量（集団資源回収を除く）の推移

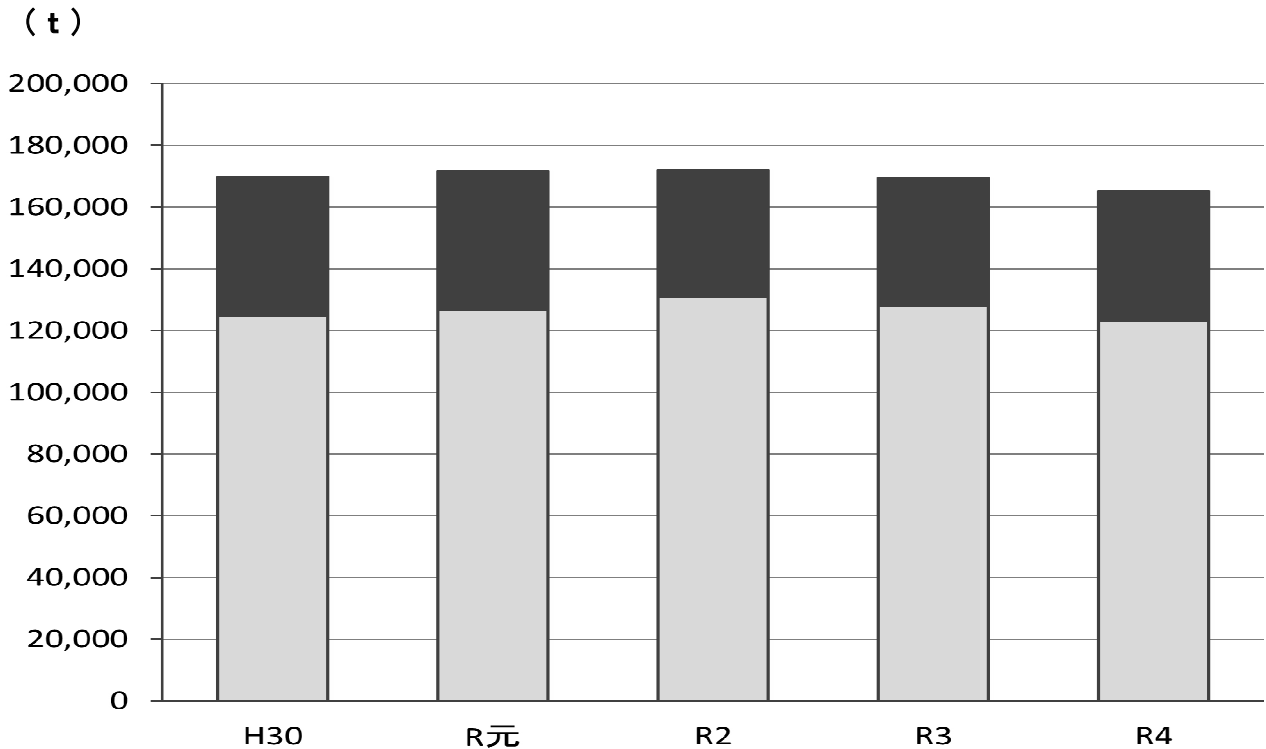
「排出量（集団資源回収・災害廃棄物を除く）」の内、家庭系について、令和4年度は、対前年度比3.7%（4,690 t）減少した。

また、事業系について、令和4年度は、対前年度比1.1%（458 t）増加した。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
排出量（t） （集団資源回収を除く）	169,800	171,744	172,022	169,421	165,189
家庭系排出量（t） （集団資源回収を除く）	125,017	126,665	130,981	127,936	123,246
対前年度比	—	101.3%	103.4%	97.7%	96.3%
事業系排出量（t）	44,783	45,079	41,042	41,485	41,943
対前年度比	—	100.7%	91.0%	101.1%	101.1%

※災害廃棄物量を含まない。

図3 家庭系・事業系別排出量（集団資源回収を除く）の推移



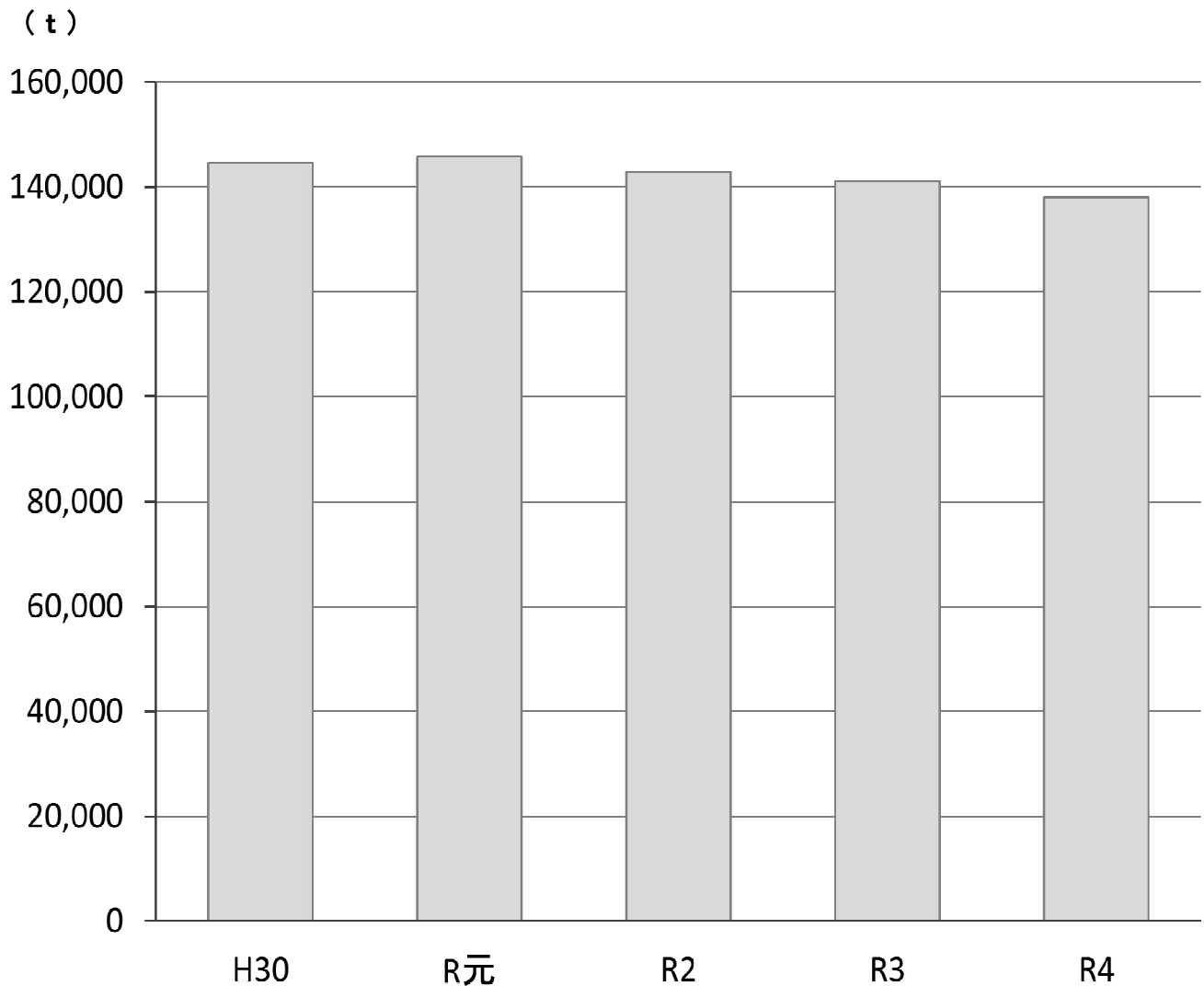
(4) 分別収集の推移

ア 一般ごみ

令和4年度は、対前年度比2.1%(2,910t)減少となった。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般ごみ(t)	144,593	145,716	142,847	140,995	138,085
対前年度比	—	100.8%	98.0%	98.7%	97.9%

図4 一般ごみの推移

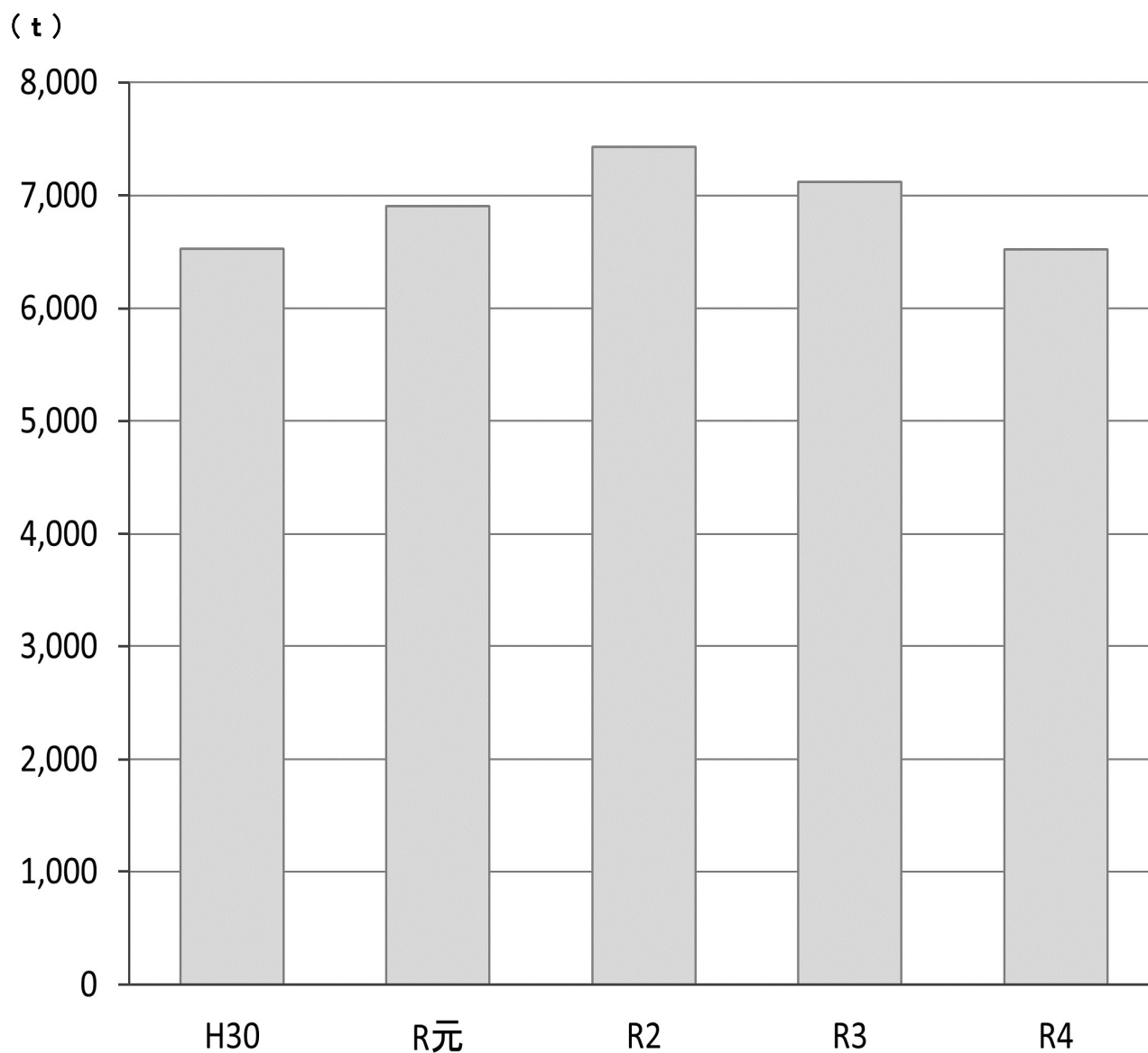


イ 粗大ごみ

令和4年度は、対前年度比8.4%（598 t）減少となった。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
粗大ごみ（t）	6,529	6,904	7,430	7,120	6,522
対前年度比	—	105.7%	107.6%	95.8%	91.6%

図5 粗大ごみの推移

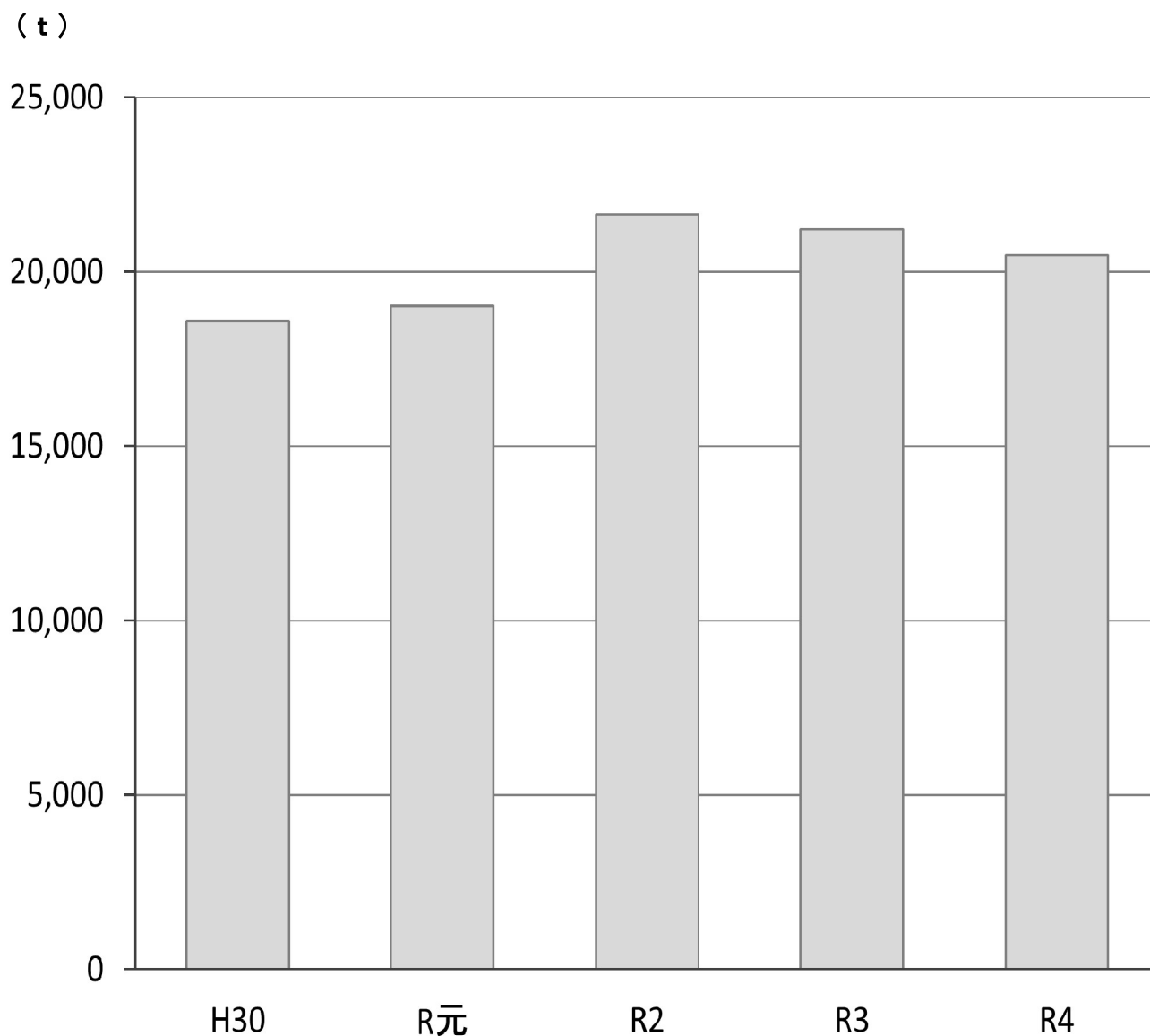


ウ 資源物

令和4年度は、対前年度比3.4%（728 t）減少となった。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源物（t）	18,590	19,023	21,643	21,202	20,474
対前年度比	—	102.3%	113.8%	98.0%	96.6%

図6 資源物の推移



(5) 「第7次川口市一般廃棄物処理基本計画」における目標

ア 1人1日あたりのごみ排出量の目標

令和11年度に、1人1日あたりのごみ排出量を760g/人・日以下にする。

基準値	平成30年度実績	826g/人・日
最終目標	令和11年度目標	760g/人・日（基準値から66g削減）

令和4年度	目標	802g/人・日（基準値から24g削減）
	実績	795g/人・日（基準値から31g削減）

イ リサイクル率の目標

令和11年度に、リサイクル率を30%以上にする。

基準値	平成30年度実績	22.5%
最終目標	令和11年度目標	30.0%（基準値から7.5ポイント増加）

令和4年度	目標	25.4%（基準値から2.9ポイント向上）
	実績	22.8%（基準値から0.3ポイント向上）

ウ 最終処分量の目標

令和11年度に、最終処分量を6,009t以下にする。

基準値	平成30年度実績	6,575t
最終目標	令和11年度目標	6,009t（基準値から9.4%削減）

令和4年度	目標	6,327t（基準値から3.7%削減）
	実績	6,833t（基準値から3.9%増加）

エ 家庭から排出される食品ロス量

令和11年度に、1人1日あたりの食品ロス量を48g/人・日以下にする。

基準値	令和元年度実績	78g/人・日
最終目標	令和11年度目標	48g/人・日（基準値から30g削減）

令和4年度	目標	69g/人・日（基準値から9g削減）
	実績	75g/人・日（基準値から3g削減）※参考値

※サンプル抽出方法が基準値設定時と異なるため、参考値とした。

朝日環境センター施設整備基本構想（中間報告書）-概要版-

第1章 基本構想策定の背景・目的

朝日環境センター焼却棟は、これまで延命化工事による再整備を計画していたが、不具合や故障の発生状況、延命化工事費の高騰、社会的要請の変遷など、当初計画の前提条件が変化し、改めて再整備方式の検証が必要になった。このことから、適用し得る複数の再整備方式を比較検討して、現状に即した最適な方式を選定するとともに、再整備に当たっての課題と整備方針を整理するため、朝日環境センター施設整備基本構想を策定するものとした。

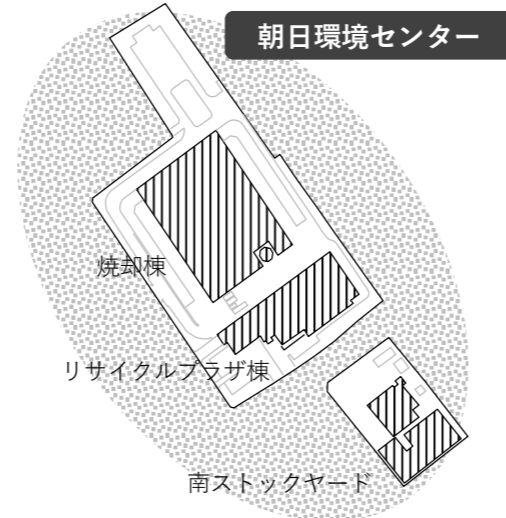
第2章 ごみ処理の現状と課題

1. 川口市のごみ処理状況

(1) ごみ処理の状況

分別品目	朝日環境センター	戸塚環境センター
一般ごみ	○	○
資源物	○	-
粗大ごみ	-	○

(3) 関連施設の所在地



(2) 朝日環境センターの概要

朝日環境センター	
敷地面積	31,025.27m ²
竣工	平成14年(2002年)11月
施設規模	420t/24h (140t/24h×3炉)
処理方式	流動床式ガス化溶融炉
余熱利用設備	発電：12,000kW×1基 給湯：棟内、サンアール朝日(プール)

2. 朝日環境センターの現状と課題

(1) 施設の状況



他所灰コンベヤのケーシング腐食損傷



燃焼溶融炉の耐火物脱落等



スラグコンベヤの腐食損傷補修部からの液漏れ

(2) 朝日環境センターの課題

① 安定的なごみ処理

老朽化等により稼働日数は250日未満に低下し、近年の年間焼却処理量は計画時の8割程度で推移。今後さらに年間焼却処理量が低下し、市内で発生する一般ごみの処理に影響が出るおそれがある。

② 他所灰の資源化

設備不良により灰処理が停止した場合、戸塚環境センターも停止せざるを得ないことも想定される。

③ 今後の整備費

今後も高額な整備費が必要になる。

朝日環境センターの今後の整備費	19,300円/t	※1 運営委託費は、整備費、用役費、人件費等の合計
他自治体の長期包括委託契約の運営委託費※1	10,200円/t	

④ 災害への対応

電気室が1階にあることから、浸水対策に課題がある。

⑤ プラスチック資源循環の促進

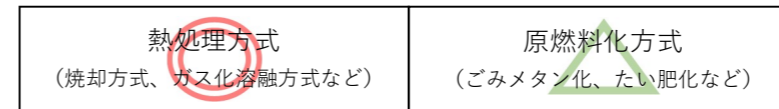
本市に適したプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の方法について検討が必要である。

(3) 新たな再整備方式を検討する必要性

平成25年(2013年)度策定の川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画では、朝日環境センター焼却棟は延命化工事の実施を計画していた。しかし、不具合や故障が発生していることに加え、昨今の物価上昇等に伴う延命化工事費の高騰や社会的要請の変遷からも、延命化工事以外の方式も含めて再検討する必要性が生じた。

第3章 ごみ処理技術等の動向調査及び処理方式

1. 一般ごみの処理に関する技術動向



1. 大規模な施設にも対応可能
2. 安定稼働が可能
3. 導入実績が豊富で競争性が働く

2. 処理システムの検討

(1) 朝日環境センターに必要な施設規模

318t/日 { 将来朝日環境センターで焼却処理する想定量の77,683t/年に災害廃棄物分を考慮した施設規模
ごみ質は、プラスチック使用製品廃棄物の回収実施有無の両方を考慮し検討

(2) 災害対策(地震対策、浸水対策、防災機能の確保)

延命化工事及びリニューアル工事の場合は「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル(環境省 令和3年4月改定)」、新設工事の場合は「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(環境省 令和3年4月改定)」等に基づき、災害対策を検討。

第4章 朝日環境センターの再整備方式の検討

1. 朝日環境センターの再整備方式の検討結果

(1) 再整備方式の抽出(一次評価)

プラントメーカーへのアンケート調査の結果を基に二次評価の対象とする再整備方式を抽出。

A: 延命化(主要なプラント設備を補修又は更新)	処理方式は変更せず、2炉で延命化を実施
B: リニューアル(プラント設備を全て更新)	処理方式をストーカ炉に変更し2炉でリニューアルを実施
C: 新設(建物・プラント設備を全て更新)	リサイクルプラザ棟を残したまま2炉で建替えを実施
D: 維持管理継続	維持管理継続を実施

(2) 再整備方式の評価(二次評価)、総合評価

抽出した再整備方式については、定量的要素(コスト)と定性的要素(副次的効果)の観点から評価。

本市における安定的なごみ処理が望めることは基より、投じた費用に対する副次的な効果が最も高い「C: 新設」が望ましい。

	A 延命化 工事期間: R12~R15 運営期間: R16~R37	B リニューアル 工事期間: R12~R16 運営期間: R17~R37	C 新設 工事期間: R12~R17 運営期間: R18~R37	D 維持管理継続 工事期間: なし 運営期間: R12~R37
--	--	---	---	--

1. 定量的要素(コスト)の評価※1

「A 延命化」を1.00とした場合の比較

工事費	0.45	0.59	0.75	-
運営費	0.55	0.45	0.37	1.05
事業費(ライフサイクルコスト)	1.00	1.04	1.12	1.05
実負担額(交付金・交付税を考慮後)	1.00	0.95	0.96	1.38
評価	○	◎	◎	△

2. 定性的要素(副次的効果)の評価※2

安定処理への寄与、工事の実現可能性、災害への対応性などを評価

評価	○ 安定処理に課題	△ 実現可能性が不透明	◎ 安定処理が可能 副次的効果が大きい	△ 安定処理に課題
----	--------------	----------------	---------------------------	--------------

3. 総合評価	○	△	◎	△
---------	---	---	---	---

凡例 ◎: 優れる ○: 妥当と認められる △: 最低基準は満たしている

※1 定量的評価は、プラントメーカーからの調査結果等を踏まえ、各再整備方式の事業期間で必要となる本市の実負担額を評価した結果

※2 定性的評価は、プラントメーカーからの調査結果等を踏まえ、「安定処理への寄与」、「工事の実現可能性」、「工事の円滑性」、「環境への配慮」、「災害への対応性」、「ごみ量変動への対応性」、「他施設との関係性」の7項目について評価した結果

朝日環境センター焼却棟の再整備に関する主な課題について

焼却棟の再整備に際して想定される主な課題は次のとおりです。

なお、各課題に関連する再整備方式について、延命化は「A」、リニューアルは「B」、新設は「C」として示します。

①再整備期間中における資源物搬入出車両の動線の確保（A、B、C）

リサイクルプラザ棟の資源化施設は、焼却棟の再整備期間中も稼働させることを想定しています。再整備期間中における資源物の搬入出車両の動線を確保する必要があります。

②リサイクルプラザ棟ユーティリティ設備の系統切替え（A、B、C）

リサイクルプラザ棟は、電力、上水、熱源等の供給を焼却棟から受けるとともに、びん・かん・ペットボトルの資源化施設の工場排水を焼却棟の排水処理設備で処理しています。リサイクルプラザ棟の資源化施設や事務所等を焼却棟の再整備期間中も使用するためには、焼却棟と接続している各ユーティリティ設備の系統を予め切り替えておく必要があります。

③資源物等の外部委託処理又は資源化施設・保管所の移設（A、B、C）

焼却棟内にはプラスチック製容器包装・紙類の資源化施設や、繊維類・乾電池・有害ごみ・小動物死体の保管所があります。これらの資源物等の全部又は一部は、再整備期間中の朝日環境センター内で処理や保管ができないため、外部処理委託や資源化施設及び保管所の移設が必要になります。

④サンアール朝日の休館と今後のあり方（A、B、C）

焼却棟の焼却処理で発生した熱の一部は余熱利用施設であるサンアール朝日に供給され、プールや浴室で使用する温水の熱源として利用しています。焼却棟の再整備期間中は熱源を確保できないため、サンアール朝日は運営することができなくなります。また、プールや浴室は老朽化に加えて長期間の休止に伴い配管（パッキン類）等の劣化が更に進行します。一度休止したサンアール朝日を再開するためには、高額な費用を掛けて大規模な修繕を行わざるを得ないことから、サンアール朝日の今後のあり方について、抜本的な見直しが必要となります。

⑤戸塚環境センター西棟の主灰の委託処理（A、B、C）

焼却棟では戸塚環境センター西棟の主灰を熔融処理してスラグ化し、土木資材としてリサイクルしています。再整備期間中は、戸塚環境センター西棟の主灰の埋立処分又は資源化処理を民間事業者等に委託する必要があります。

⑥土壤汚染物質の飛散・流出防止や埋設廃棄物の適正処分（C）

朝日環境センターの建設時に敷地内の土壤汚染が判明し、遮水壁による原位置封じ込め措置を行いました。また、敷地内には、土地の前所有者が埋め立てたカーバイトくずが残存しています。再整備に際しては、封じ込めた土壤汚染物質の飛散・流出を防止するとともに、掘削したカーバイトくずは産業廃棄物として適正に処分することが必要です。

⑦事業費の縮減（A、B、C）

著しい物価上昇もあり、再整備の工事費と施設の運営費が高騰しています。再整備に当たっては、将来のごみ処理体制や工事内容、竣工した施設の運営方法（事業方式）について、経済性・効率性の側面からも検討し、工事費と運営費のトータルコストを縮減することが必要です。

⑧安定的な焼却処理の継続（A、B、C）

焼却処理を安定して継続するためには、ごみ処理施設性能指針に基づき、各炉年間 280 日の稼働と 90 日以上連続運転が可能な焼却施設を整備する必要があります。また、令和元年（2019 年）12 月に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や、プラスチック資源循環の取組みによって、ごみ量やごみ質が変動することも想定されます。ごみ量及びごみ質の変動に対応可能な焼却施設を整備する必要があります。

⑨焼却残さの処理方法の検討（B、C）

焼却炉の型式によって焼却残さの処理方法（資源化や埋立処分）が異なり、再整備後のごみ処理体系が現在と同一であるとは限りません。このことから、今後再整備に関する検討を深度化するに当たっては、焼却残さの処理方法についても併せて検討する必要があります。

⑩プラスチック資源循環の取組みの検討（A、B、C）

令和4年4月に施行した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、容器包装を含めたすべてのプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を市区町村の努力義務として定めています。本市では、プラスチック製容器包装は資源物として分別収集し再商品化を行っていますが、容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物については、一般ごみとして収集し焼却処理しています。今後は、プラスチック資源循環の促進に関する国の方針を踏まえ、本市に適したプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の方法について検討する必要があります。

朝日環境センター施設整備基本構想の策定スケジュール

令和5年7月（本日）

朝日環境センター施設整備基本構想（案）の中間報告

10月～11月頃

朝日環境センター施設整備基本構想（案）の報告

12月～令和6年1月頃

パブリック・コメント手続きの実施

2月～3月頃

パブリック・コメント手続きの結果の報告